

第4節 市民・事業者・防災関係機関等の責務と役割

4 - 1 市民の責務・役割

市民は、自助・共助の考え方にに基づき、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得、災害の発生に備えた飲料水・食料・生活必要物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加、災害時における相互の協力体制の構築のための自主防災組織の結成その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。

自主防災組織は、地域の特性に応じて当該地域に係る防災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに、防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めなければならない。

市民及び自主防災組織は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

4 - 2 事業者の責務・役割

事業者は、自助・共助の考え方にに基づき、その所有し、又は管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火・救助等のための防災資機材の整備、帰宅困難者対策、その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。

また、事業者は、災害が発生した場合における重要業務の継続又は早期の再開に関する事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）を策定し、企業防災の推進に努めなければならない。

なお、屋外移動ができない場合や外出の自粛、抑制等が求められる場合においては、テレワーク、時差出勤、計画的休業など適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

さらに、事業者は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（１）事業所等における取組み

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、事業者の防災活動を促進するため、大阪府及び本市は、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

ア 事業者

（ア）事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

（イ）事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

「事業継続マネジメント（BCM）」

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成事業継続ガイドラインより）

防災体制の整備
従業員の安否確認体制の整備
必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
防災訓練
事業所の耐震化・耐波化
損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
予想被害からの復旧計画の策定
各計画の点検・見直し
燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
取引先とのサプライチェーンの確保

(ウ) その他

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、大阪府及び本市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定(介護保険法等)や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

4 - 3 防災関係機関の責務・役割

(1) 大阪市

本市は、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、自発的な防災活動の促進、事業者の事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施や防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に努める。

さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。なお、防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに、要配慮者に配慮するよう努める。

ア 全般

大阪市防災会議に関する事務

イ 災害予防に係る事項

- (ア) 防災に関する組織・動員・防災活動体制の整備
- (イ) 防災に関する知識の普及・啓発
- (ウ) 防災に関する訓練の実施
- (エ) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (オ) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (カ) 防災に関する調査研究

ウ 災害応急対策に係る事項

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 災害対策要員の確保
- (ウ) 他自治体等への応援要請
- (エ) 自主防災活動・ボランティアの調整
- (オ) 災害情報等の広報及び広聴
- (カ) 緊急輸送の確保及び道路・河川・住居等の障害物の除去
- (キ) 警報の発令及び伝達並びに避難情報の発令
- (ク) 避難誘導及び避難所の管理

- (ケ) 帰宅困難者対策の支援
- (コ) 被災児童、生徒の応急教育
- (サ) 施設及び設備の応急復旧
- (シ) 消防、水防その他の応急措置
- (ス) 被災者の医療、救護
- (セ) 清掃、防疫活動、食品衛生の監視
- (ソ) 水、食料、生活関連物資の供給
- (タ) 被災者の捜索、遺体の処理
- (チ) 被災者の住宅確保
- (ツ) 義援金品の配分
- (テ) 被災者に対する応急金融措置
- (ト) 災害救助法・激甚災害の指定に関する事項
- (ナ) 災害の発生の防御又は拡大の防止措置
- エ 災害復旧に係る事項
 - 災害復旧の実施

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関 は、本市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

「指定地方行政機関（基本法第2条4号）」

内閣の統轄の下にある国の行政機関（内閣府、省、委員会、庁、審議会等、施設等機関及び特別の機関）のうち内閣総理大臣が指定する指定行政機関の地方支分部その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの

ア 近畿財務局

- (ア) 金融機関に対する緊急措置の要請
- (イ) 国有財産の無償貸付
- (ウ) 地方公共団体に対する災害融資
- (エ) 被災施設の災害復旧事業費の立会い

イ 近畿農政局（大阪府拠点）

- (ア) 応急用食料品及び米穀の供給について連絡・調整

ウ 近畿経済産業局

- (ア) 工業用水道の復旧対策の推進
- (イ) 災害対策用物資の供給に関する情報の収集および伝達
- (ウ) 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達
- (エ) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
- (オ) 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援

エ 中部近畿産業保安監督部近畿支部

- (ア) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進
- (イ) 鉱山の保安に関する業務指導

オ 近畿運輸局

- (ア) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (イ) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (ウ) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (エ) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請
- (オ) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (カ) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

カ 第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部）

- (ア) 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導
- (イ) 排出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導
- (ウ) 危険物積載船舶等の災害予防対策
- (エ) 海難救助体制の整備
- (オ) 海上交通の制限

- (カ) 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達
- (キ) 海難の救助及び危険物等の海上流出対策
- (ク) 人員及び救助物資の緊急海上輸送
- (ケ) 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持
- (コ) 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援
- キ 大阪管区气象台
 - (ア) 観測施設等の整備
 - (イ) 防災知識の普及・啓発
 - (ウ) 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関する
こと
 - (エ) 災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、大阪府や市町村に対して気
象状況の推移やその予想の解説等
 - (オ) 防災対策に関する技術的な支援・助言
- ク 近畿総合通信局
 - (ア) 電波の監理、並びに有線電気通信の監理
 - (イ) 非常通信訓練の計画及びその実施指導
 - (ウ) 非常通信協議会の育成・指導
 - (エ) 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導
 - (オ) 非常時における重要通信の確保
 - (カ) 災害対策用移動通信機器等の貸出し
 - (キ) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
- ケ 近畿地方整備局
 - (ア) 直轄公共土木施設の整備と防災管理
 - (イ) 応急復旧資機材の整備及び備蓄
 - (ウ) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
 - (エ) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備
 - (オ) 災害時の直轄国道の通行の禁止又は制限及び道路交通の確保
 - (カ) 直轄公共土木施設の二次災害防止
 - (キ) 直轄公共土木施設の復旧
 - (ク) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導
 - (ケ) 緊急物資及び人員輸送活動
 - (コ) 海上の排出油に対する防除処置
 - (サ) 障害物除去等による海上緊急輸送路の確保
 - (シ) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
 - (ス) 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進
 - (セ) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援
- コ 近畿中部防衛局
 - (ア) 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可
 - (イ) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡
- サ 近畿地方測量部
 - (ア) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供
 - (イ) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供
 - (ウ) 防災地理情報の整備

(3) 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

自衛隊は、大規模災害が発生した際には、府知事の派遣要請に基づき被災地に災害派遣部隊を派遣させ、応急対策を行う。

なお、発災当初においては被害状況が不明であることから、いかなる被害や活動にも対応できる態勢を整える。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。

ア 大阪市地域防災計画に係る訓練の参加協力

イ 災害派遣に関すること

ウ 緊急時環境放射線モニタリングの支援

(4) 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域(関西広域連合構成団体及び連携県(福井県及び三重県) の区域) 内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

ア 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整

イ 大規模広域災害時における構成団体、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信

ウ 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示

エ 大規模広域災害に備えた事業企画、実施

(5) 大阪府

大阪府は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、大阪府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

ア 大阪府防災会議に関する事務

イ 防災対策の組織の整備

ウ 防災施設の整備

エ 防災のための教育及び訓練

オ 防災に必要な資機材等の備蓄、整備

カ 水防その他の応急措置

キ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査

ク 被災者の救出、救護等の措置

ケ 避難の指示、並びに避難所の開設の指示

コ 災害時における保健衛生についての措置

サ 被災児童、生徒の応急教育

シ 災害時における交通規制

ス 災害復旧の実施

セ 災害救助(法) に関すること

ソ 市町村及び指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

タ 市町村地域防災計画の指導

チ 指定河川の洪水予報及び水位周知河川の避難判断水位(特別警戒水位) 到達情報、水防警報の発表及び伝達

ツ 被災者生活再建支援(法) に関すること

テ 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整

(6) 大阪府警察

ア 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握

イ 被災者の救出救助及び避難指示

ウ 交通規制・管制

エ 広域応援等の要請・受け入れ

オ 遺体の検視(死体調査) 等に関する措置

カ 犯罪の予防・取締り、その他治安の維持

キ 災害資機材の整備

(7) 指定公共機関

指定公共機関 は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

「指定公共機関(法第2条5号) 」

独立行政法人、公共的機関、公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの

- ア 西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）、ソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社（関西総支社）、NTTドコモ（関西支社）
 - （ア）電気通信設備の整備及び防災管理
 - （イ）応急復旧用通信施設の整備
 - （ウ）津波警報、気象警報の伝達
 - （エ）災害時における重要通信確保
 - （オ）災害関係電報、電話料金の減免
 - （カ）被災電気通信設備の災害復旧事業の推進
 - （キ）「災害用伝言ダイヤル」に関すること
- イ 日本赤十字社（大阪府支部）
 - （ア）災害医療体制の整備
 - （イ）被災者等へのこころのケア活動の実施
 - （ウ）災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給
 - （エ）災害時における医療助産等救護活動の実施
 - （オ）義援金品の募集、配分等の協力
 - （カ）避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整
 - （キ）救援物資の備蓄
- ウ 日本放送協会大阪放送局
 - （ア）防災知識の普及
 - （イ）災害時における放送の確保対策
 - （ウ）緊急放送・広報体制の整備
 - （エ）気象予警報等の放送周知
 - （オ）避難所等への受信機の貸与
 - （カ）社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力
 - （キ）災害時における広報
 - （ク）災害時における放送の確保
 - （ケ）災害時における安否情報の提供
- エ 阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（関西支社）
 - （ア）管理道路の整備と防災管理
 - （イ）道路施設の応急点検体制の整備
 - （ウ）災害時における交通規制及び輸送の確保
 - （エ）被災道路の復旧事業の推進
- オ 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部）
 - （ア）鉄道施設の防災管理
 - （イ）輸送施設の整備等安全輸送の確保
 - （ウ）災害時における緊急輸送体制の整備
 - （エ）災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送
 - （オ）災害時における鉄道通信施設の利用
 - （カ）被災鉄道施設の復旧事業の推進
- カ 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社
 - （ア）ガス施設の整備と防災管理
 - （イ）災害時におけるガスによる二次災害防止
 - （ウ）災害時におけるガスの供給確保
 - （エ）被災ガス施設の復旧事業の推進
- キ 日本通運株式会社（大阪支店）
 - （ア）緊急輸送体制の整備
 - （イ）災害時における救援物資等の緊急輸送の協力
- ク 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
 - （ア）電気施設の整備と防災管理
 - （イ）災害時における電力の供給確保体制の整備
 - （ウ）災害時における電力の供給確保
 - （エ）被災電気施設の復旧事業の推進

(8) 指定地方公共機関

指定地方公共機関 は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

「指定地方公共機関（基本法第2条6号）」

地方独立行政法人、港湾法第4条第1項の港務局、土地改良法第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの

ア 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合

(ア) 水防団員の教育及び訓練

(イ) 水防資機材の整備、備蓄

(ウ) 水防活動の実施

イ 阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社

(ア) 鉄道施設の防災管理

(イ) 輸送施設の整備等安全輸送の確保

(ウ) 災害時における緊急輸送体制の整備

(エ) 災害時における鉄道通信施設の利用

(オ) 被災鉄道施設の復旧事業の推進

ウ 一般社団法人大阪府医師会

(ア) 災害時における医療救護の実施

(イ) 傷病者に対する医療活動の実施

エ 公益社団法人大阪府看護協会

(ア) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動

(イ) 被災者に対する看護活動

(9) その他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者

- ・ 公立大学法人大阪（大阪公立大学）
- ・ 地方独立行政法人大阪市民病院機構
- ・ 農漁業協同組合
- ・ 生活協同組合
- ・ 商工会議所等の産業経済団体
- ・ 養老、育児、司法保護を目的とする厚生社会事業団体
- ・ 青年団体等の文化事業団体
- ・ 交通機関
- ・ 学校法人
- ・ 赤十字奉仕団
- ・ 女性会等の地域住民組織
- ・ 大量の危険物の貯蔵等の管理者避難場所の管理者
- ・ 大規模地下空間管理者
- ・ 地下街管理者
- ・ 防潮扉管理者
- ・ その他公共的活動を営むもの（大阪市の行う防災活動に対して公共的業務に応じた協力）